



# 島根県報

平成18年 7 月14日 (金)  
号外 第 95 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

島根県産業人材確保推進事業補助金交付要綱

(労働政策課)

## 告 示

### 島根県告示第763号

島根県産業人材確保推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成18年 7 月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県産業人材確保推進事業補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 県の交付する島根県産業人材確保推進事業補助金(以下「補助金」という。)については、補助金等交付規則(昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 企業等 日本標準産業分類に定める大分類のうち別表に掲げる業種を営む会社又は個人であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 特定職業紹介事業者 職業安定法(昭和22年法律第141号)第32条の3に規定する有料職業紹介事業者であって、知事が別に定めるものをいう。
- 産業人材 産業について専門的な知識又は技術を有する人材であって、県外に居住するものをいう。

#### (補助金の交付の目的)

第3条 県は、企業等による優秀な人材の確保を促進し、もって県内産業の振興を図ることを目的として、企業等が特定職業紹介事業者に支払う人材紹介手数料について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

#### (補助金の交付の対象等)

第4条 補助金の交付の対象、補助対象経費、交付の率及び交付の限度額は、次の表のとおりとする。

交付の対象	補助対象経費	交 付 の 率	交付の限度額
産業人材を確保するため特定職業紹介事業者に人材紹介を依頼する企業等	企業等が特定職業紹介事業者に支払う人材紹介手数料	補助対象経費の2分の1以内	1件につき、1,000,000円以内

#### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する申請書は、島根県産業人材確保推進事業補助金交付申請書(様式第1号)とする。

#### (補助金の交付の条件)

第6条 知事は、規則第6条の規定により、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業者は、特定職業紹介事業者に紹介された人材のうち採用を決定した者(以下「採用決定者」という。)について、採用後3月を経過する日現在の就職状況を島根県産業人材確保推進事業補助金就職状況報告書(様式第2号)により同日から起算して10日以内に知事に報告すること。

(2) 補助事業者は、採用決定者が採用を辞退したとき又は就職後3月以内に退職したときは、速やかに島根県産業人材確保推進事業補助金就職状況報告書(様式第2号)により知事に報告すること。この場合において、特定職業紹介事業者から人材紹介手数料の返還を受けたときは、当該人材紹介手数料につき交付を受けた補助金相当額の返還を命ずることがあること。

(補助事業の変更等の承認申請等)

第7条 補助事業者は、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、島根県産業人材確保推進事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、島根県産業人材確保推進事業補助金遅延等報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、島根県産業人材確保推進事業補助金実績報告書(様式第5号)とする。

2 補助事業者は、前項の実績報告書を当該補助事業の完了の日から15日を経過した日又は当該補助事業の補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度の翌年度の4月7日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿その他知事が別に定める書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この告示は、平成18年7月14日から施行する。

別表 ( 第 2 条関係 )

鉱業

建設業

製造業

電気・ガス・熱供給・水道業

情報通信業

運輸業

卸売・小売業

飲食店、宿泊業

サービス業

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地  
 名称及び代表者の氏名 ⑩  
 (個人にあっては、住所及び氏名)

年度島根県産業人材確保推進事業補助金交付申請書

補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり 年度島根県産業人材確保推進事業補助金の交付を申請  
 します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容  
 別紙補助事業計画書のとおり
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額  
 補助事業に要する経費 円  
 補助金交付申請額 円
- 3 補助事業完了予定期日 年 月 日



様式第2号(第6条関係)

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名 ⑩  
(個人にあっては、住所及び氏名)

年度島根県産業人材確保推進事業補助金就職状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定があったこの補助事業について、下記のとおり報告します。

記

- 1 採用決定者氏名
- 2 就職状況
  - (1) 採用決定年月日
  - (2) 就職(予定)年月日
  - (3) 勤務状況
- 3 退職(採用辞退申出)年月日
- 4 退職(採用辞退)の理由
- 5 職業紹介事業者から返還を受けた紹介手数料の額 円
- 6 補助金返還額 円

様式第 3 号 ( 第 7 条関係 )

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名 ⑩  
( 個人にあつては、住所及び氏名 )

年度島根県産業人材確保推進事業補助金変更 ( 中止・廃止 ) 承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定があつたこの補助事業について、下記のとおり変更 ( 中止・廃止 ) したいので、補助金等交付規則第 9 条第 1 項の規定により承認を申請します。

記

- 1 変更 ( 中止・廃止 ) の理由
- 2 変更の内容 ( 中止の期間・廃止の時期 )

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地

名称及び代表者の氏名

印

(個人にあつては、住所及び氏名)

年度島根県産業人材確保推進事業補助金遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定があつたこの補助事業の遅延等について、補助金等交付規則第9条第2項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進ちょく状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対して執つた措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第 5 号 ( 第 8 条関係 )

年 月 日

島根県知事 様

主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名 ⑩  
( 個人にあつては、住所及び氏名 )

年度島根県産業人材確保推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定があつたこの補助事業を 年 月 日付けで完了 ( 中止・廃止 ) しましたので、補助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績報告書 別紙のとおり

2 補助事業に要した経費及び補助金額

補助事業に要した経費 円

補助金額 円

別紙

1 事業の経過

開始 年 月 日

終了 年 月 日

2 採用を決定した人材の概要

- (1) 氏名
- (2) 住所(赴任前の住所)
- (3) 職種
- (4) 仕事内容
- (5) 採用決定年月日
- (6) 就職(予定)年月日
- (7) 採用後の配置部署
- (8) 採用後1年間の給料支払見込額

支給内訳		月額(円)	年額(円)
基本給			
手当	手当		
	手当		
	手当		
支給合計額			

[ 手当は種類ごとに記載すること。通勤手当は記載不要。 ]

(9) 職業紹介事業者に支払った人材紹介手数料 円

(10) 見込まれる効果

[ どのような成果が得ることができるか具体的に記載すること。 ]